

第 5 類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）
 - (b) 原皮及び毛皮（第 41 類及び第 43 類参照。第 05.05 項の物品並びに第 05.11 項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）
 - (c) 動物性紡織用繊維（第 11 部参照。馬毛及びそのくずを除く。）
 - (d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第 96.03 項参照）
- 2 第 05.01 項において毛を長さにより選別したもの（毛の向きをそろえたものを除く。）は、加工したものとみなさない。
- 3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。
- 4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。